

杉並区立男女平等推進センター相談業務委託に係る公募型プロポーザル質問と回答

平成 26 年 9 月 8 日

No	対応資料	質問事項	質問内容	回答
1	委託内容説明書 4(2)	受付時間について	午前 9 時から午後 5 時までとありますが、現在の受付時間(午前 10 時から午後 4 時まで)から変更になるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	委託内容説明書 6(3)	相談業務の要件について	相談員は事業者に所属したうえで相談業務に従事した実績を有していることとありますが、新規で相談員を採用し、配置することは不可という事でしょうか。	新規採用者の場合は、採用前に相談業務に従事した実績があり、採用後、事業者において必要な研修等を終了し、区の相談業務を適切に行うことが出来ると判断された者については配置を可能とします。
3	委託内容説明書 6(3)	相談業務の要件について	上記の条件は、相談員全員に当てはまる要件になりますでしょうか。	上記の条件は、相談員全員に当てはまる要件になります。